

# 第1章 計画の基本的事項

計画策定の背景、計画の目的・位置づけ、計画の期間と構成、対象とする環境の範囲、計画の推進主体と役割などについて示します。

## 第1節 計画策定の背景

### 1 計画策定までの経緯

本市では、平成12年11月に制定された「三島市環境基本条例」の理念に基づき、平成14年3月に「三島市環境基本計画」（以下「第1次計画」という。）を策定しました。平成18年度には施策の進捗状況などを踏まえて見直しを行い、改訂版（以下「第1次計画・改訂版」という。）を策定しました。第1次計画及び第1次計画・改訂版では、望ましい環境像として「みんなで築く環境先進都市・三島～住む人に心地よく訪れる人に温かいまち～」を設定し、その実現のために、「安全・安心なまちづくり（安全・安心）」、「循環型のまちづくり（循環）」、「自然と文化が調和したまちづくり（共生）」、「全員の参加と協働によるまちづくり（参加・協働）」の4つの基本方針を掲げ、それぞれの取組の方向に沿って、さまざまな環境施策に取り組んできました。

平成23年3月、平成23年度を初年度とする「第4次三島市総合計画」が策定され、新しい将来都市像「せせらぎと緑と元気あふれる協働のまち・三島～環境と食を大切に～」の実現に向けた総合的かつ計画的なまちづくりがスタートしました。

「第2次三島市環境基本計画」（以下「本計画」という。）は、総合計画の将来都市像を環境面から実現するため、第1次計画・改訂版に替わる新たな計画として策定したものです。

第2次三島市環境基本計画の策定までの経緯

年月	内容
平成 12年 7月	ISO14001 認証取得
11月	三島市環境基本条例の制定（平成13年4月施行）
13年 3月	地球にやさしい率先行動計画の策定
14年 3月	三島市環境基本計画の策定
15年 3月	三島市自然環境基礎調査報告書のとりまとめ
16年 3月	三島市地域新エネルギービジョンの策定
18年 3月	三島市地域省エネルギービジョンの策定
8月	地球にやさしい率先行動計画 第2版の策定
19年 3月	三島市環境基本計画（改訂版）の策定
21年 7月	ISO14001 自己適合宣言へ移行
23年 3月	第4次三島市総合計画の策定
24年 3月	第2次三島市環境基本計画（地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）を含む）の策定

## 2 計画策定の基本的考え方

本計画を策定するに当たっての基本的な考え方は以下のとおりです。

### ■地球的な視野をもった計画であること

第1次計画・改訂版が策定された平成19年3月以降、環境の保全及び創造に関する国内外の大きな動きが見られます。例えば、国における取り組みに目を向けると、平成19年6月に閣議決定された「21世紀環境立国戦略」では、低炭素社会、循環型社会、自然共生社会づくりの取組を統合的に進めていくことにより地球環境の危機を克服する持続可能な社会を目指すことが提示されています。

また、平成20年6月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」が改正され、「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」の策定が地方自治体にも求められるようになりました。さらに同月、「生物多様性基本法」が施行されるとともに、平成21年10月に「生物多様性条約名古屋会議（COP10）」が開催されるなど、生物多様性への関心度も国内外で高まっています。

本計画の策定にあたっては、このような環境の情勢を十分踏まえ、特に低炭素社会・循環型社会・自然共生社会の構築を目指した内容としました。

### ■第4次三島市総合計画や分野別計画を反映した計画であること

第4次三島市総合計画の策定をはじめ、第1次計画・改訂版の策定後に見直しや新たに策定された分野別計画と連携した計画の見直しに努めました。また、個別の数値目標も可能な限り総合計画や個別計画の数値目標と整合させることを目指しました。

### ■地球温暖化対策が主要テーマとなっている計画であること

近年では、地球温暖化や安全かつ持続可能なエネルギーなどに対する社会的な関心度が高まっています。また、「地球温暖化対策の推進に関する法律」の規定に基づき、都道府県及び指定都市、中核市、特例市を除く市町村では、「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」の策定の努力義務が定められています。そこで本計画では、環境基本計画の中に地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）を含め、両計画を一体として効率的な運用を図ることとしました。

### ■計画全体の目標達成状況を評価できる計画であること

環境指標や数値目標については、既に、第1次計画の段階から設定しており、進捗状況の点検をしてきましたが、本計画では計画全体の達成状況を評価するため、個別の数値目標のほかにも市民意識調査の満足率を総合指標として設定しました。

### ■自然環境基礎調査結果を反映した計画であること

平成13、14年度及び平成21、22年度に三島市自然環境基礎調査を実施しました。

この調査により、市内の自然環境や動植物などの基礎的な情報が収集・蓄積されています。本計画の「第7章 地域環境配慮指針」は、その成果を反映したものとなっています。

### ■協働の精神と環境保全活動を推進する高い実効性のある計画であること

本計画は、望ましい環境像や基本方針の実現に向け、市民・事業者・市などすべての主体が連携・協働して取り組み、効果的に推進するべきものです。そこで、各主体の役割や取り組みを具体化し、さらには協働の精神を持って地域の環境づくりを進める機運の醸成や活動を促進する実効性の高い計画となるように努めました。

## 第2節 基本的事項

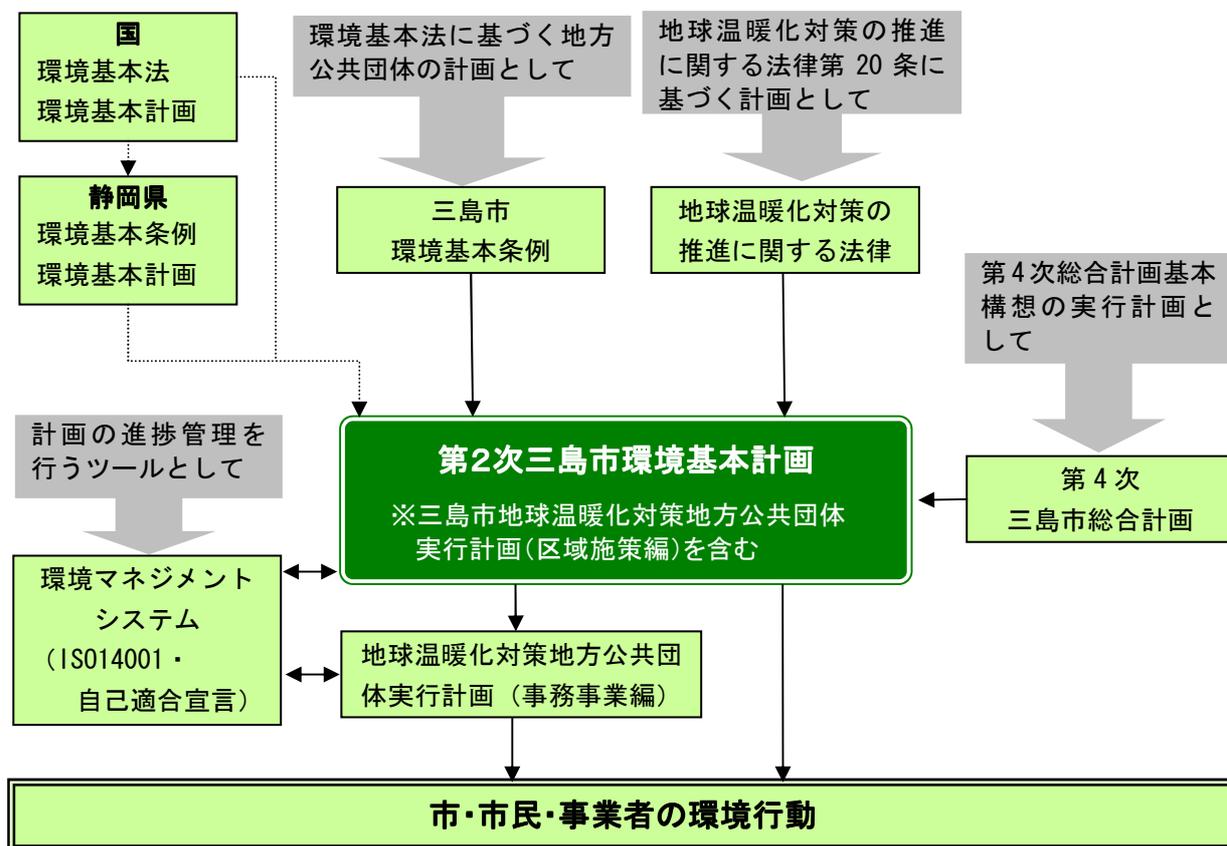
### 1 計画の目的・位置づけ

本計画は、三島市環境基本条例第7条に規定された、「環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画」として、市、事業者、及び市民のすべてが、それぞれの立場で主体的に、かつ相互の協力と連携を図りながら、環境への負荷を低減していくためのものです。

また、「第4次三島市総合計画」の基本構想に掲げられている目指すべき将来都市像「せせらぎと緑と元気あふれる協働のまち・三島～環境と食を大切に～」を実現するために、環境施策を推進する役割も担っています。

さらに、地球温暖化対策、省エネルギー・新エネルギー施策を積極的かつ効率的に推進するため、地球温暖化対策の推進に関する法律、「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」を第6章として掲載しています。

なお、本市が進めている各種計画や事業などについては、相互に連携を図りながら推進していきますが、環境の分野においては本計画のビジョンを尊重していきます。



※本市の環境マネジメントシステム（国際標準規格「ISO14001」）は小・中学校を含む本市のすべての施設を適用範囲として、常に環境活動を維持・発展させていく仕組みとなっています。第1次計画、第1次計画・改訂版と同様、本計画に位置づけられた計画の目標や本市の取組を環境マネジメントシステムに組み込み進捗管理を行うなど、施策や活動の確実な実行を図るとともに、定期的な見直しにより計画の実効性を確保していきます。

## 2 計画の対象とする環境の範囲

本計画では、以下に示す環境を対象範囲とします。

計画の対象とする環境の範囲

対象とする環境	構成要素
地球環境	地球温暖化、エネルギー※ <sup>1</sup> 、廃棄物※ <sup>2</sup> など
自然環境	湧水、地下水、河川、山林・農地・里地里山、動植物・生態系 など
生活環境	大気質、悪臭、騒音、振動、水質、土壌、有害物質 など
都市環境	公園、緑地、景観、眺望、文化財、旧跡、名勝 など

注1) エネルギーには「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」で指定された新エネルギーの利用を含む。

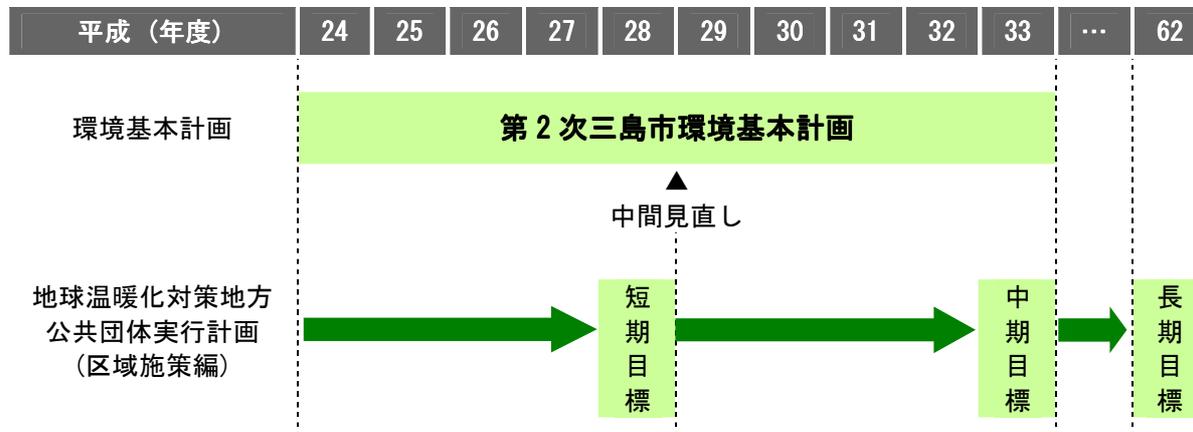
- 1) 太陽光発電、2) 風力発電、3) 太陽熱利用、4) 温度差熱利用、5) バイオマス発電、  
6) バイオマス熱利用、7) バイオマス燃料製造、8) 雪氷熱利用、9) 地熱発電、  
10) 中小規模水力発電

注2) 廃棄物にはリサイクルなどの資源循環や環境衛生に関わる要因を含む。

## 3 計画の期間

本計画の期間は、平成24年度から平成33年度までの10年間とします。また、環境問題や社会情勢の急激な変化により、必要が生じた場合を除き、5年に一度見直しを行うこととします。

なお、地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）については、短期目標を平成28年度（2016年度）、中期目標を平成33年度（2021年度）、長期目標を平成62年度（2050年度）に設定します。



## 4 計画の対象地域

計画の対象地域は、本市全域とします。ただし、地球温暖化や水資源などの課題については、必要に応じ広域的に対応します。

## 5 計画の推進主体

本計画を推進する主体は、市内で生活や事業を営むすべての市民、事業者及び市とします。

各主体は、三島市環境基本条例に規定された責務の遂行に努めるとともに、互いに連携し、一体となって本計画の目標の達成に向け、「協働」していく必要があります。

